

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第38号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年12月14日（日） 12時55分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市来島梶取鼻灯台から真方位185° 2.85海里付近 （概位 北緯34° 04.2′ 東経132° 53.3′）	
事故等調査の経過	平成21年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{もりた} 森田丸、1.0トン 281-29994 愛媛、個人所有 B 漁船 ^{きよ} 清丸、0.85トン EH3-45166（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A なし B 船長 股関節部打撲	
損傷	A 左舷船首部にペイント剥離 B 右舷側に擦過痕	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、今治市菊間町の太陽石油沖で釣りを行ったのち、発航場所に向け約17ノットで西進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、怪島東方沖の暗礁付近で漂流してあなご漁を操業中、平成20年12月14日12時55分ごろ、A船の船首がB船の右舷側船尾から船首方に沿う状態で両船が平行に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、前方の適切な見張りを行わなかったため、前路に他船がないものと思い込んでいた可能性があると考えられる。 B船は、A船が接近して来ることに気付いて同船に向かって大声を出したものの、気付いてもらえなかったが、移動するなど衝突を避けるための適切な動作をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、怪島東方沖において、A船が西進中、B船が漂流中、A船が前方の適切な見張りを行わず、また、B船が衝突を避けるための適切な動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	